

議案第69号
宝塚市子ども条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 条例改正の目的・背景及び条例（案）の概要

1 条例改正の目的・背景

平成28年（2016年）児童福祉法改正

市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならない。

令和4年度までに、全市町村で設置することを目標とする
（平成30年（2018年）12月児童虐待防止対策体制総合強化プラン）

子ども家庭総合支援拠点の業務内容 （市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱より）

コミュニティを基盤としたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を担う。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務
- ②要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

本市における取組

令和4年度中に子どもに関する総合的な相談窓口として設置予定

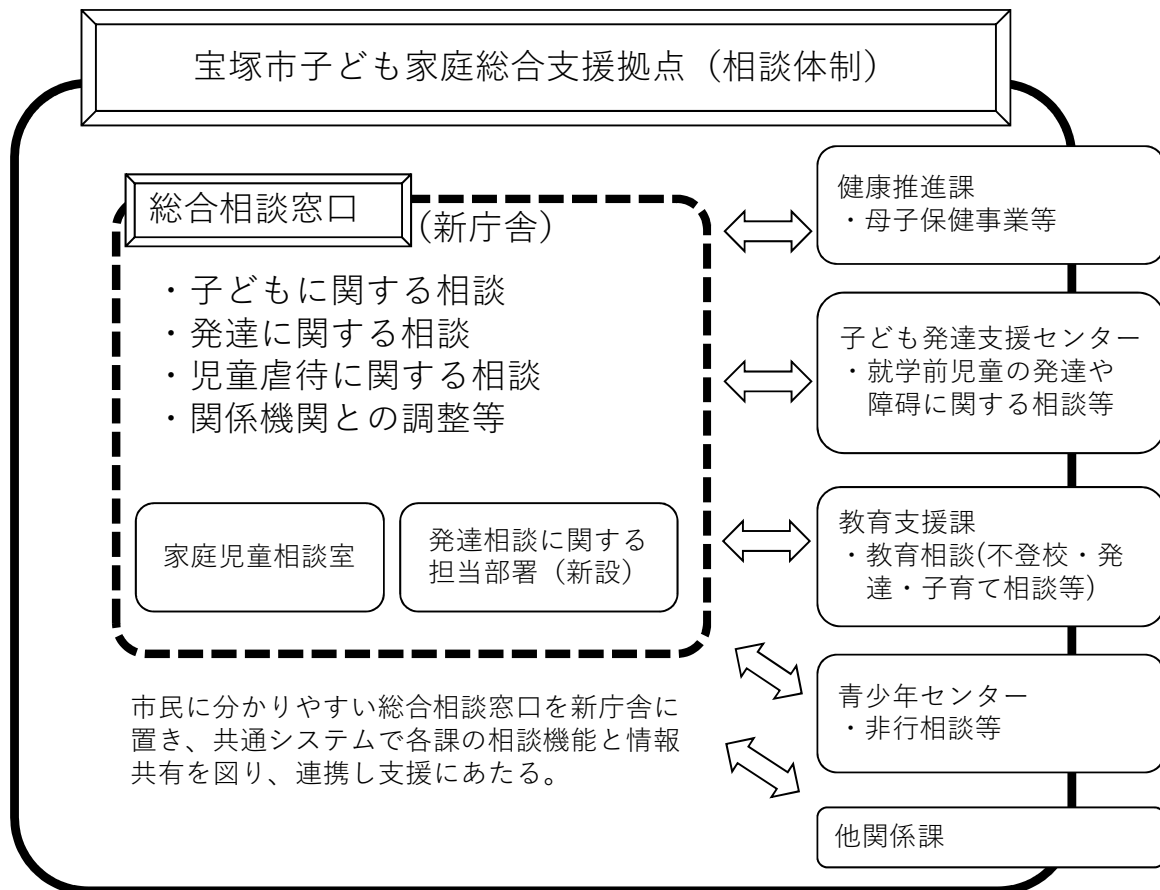
本市における課題

- ・子どもの発達特性への支援が十分でない。←事業や制度によって担当課が異なる。
（保護者にとって子どもの育てにくさは児童虐待の発生リスクとなりうる）
- ・組織間の情報や支援方針の共有が十分にできていない。←特に就学前から就学後
- ・市民にとって、子どもやその家庭のことをどの課に相談したらいいのか分かりにくいなど。

本市における子ども家庭総合支援拠点のポイント

- ✓子どもの年齢に応じた切れ目のない支援（縦の連携）
- ✓児童福祉・保健・教育等が連携した総合的な支援（横の連携）
- ✓支援対象は、0才から18才未満（場合により20才未満）
- ✓生育歴の電子化・共有化により、関係各課と情報連携を図り、ワンストップでの相談に対応

- ①子どもや家庭に関する相談を受けている部署（児童福祉・保健・教育）に共通システムを導入し、必要に応じて情報共有や連携がとれる体制を構築する。
- ②新庁舎に家庭児童相談室と発達相談に関する担当部署を置き、市民に分かりやすい相談窓口を設置する。



2 条例（案）の概要

- ・総合相談窓口の設置並びに情報連携を行うための条例改正の主な内容

(1) 第15条の条文の追加

子どもの年齢に応じた切れ目のない支援を児童福祉、保健、教育の各分野が連携して行う子ども家庭総合支援拠点を整備する根拠として規定する。

(2) 第18条の条文の追加

子ども及び妊産婦に対する支援を迅速かつ適切に実施するために、関係各課が保有する児童の情報が必要な限度において共有する根拠として規定する。

(3) その他

上記改正に加え、条文の一部修正及び第15条を追加したことによる条文の繰り下げ等を併せて行う。

(4) 施行日

令和4年4月1日